

令和 6 年 5 月

第 6 回臨時會議案

西 宮 市

第6回（5月）臨時会提案事件表

- 1 報告第 32 号 処分報告の件〔(西宮市市税条例の一部を改正する条例制定の件) 専決処分〕
- 2 報告第 33 号 処分報告の件 {〔訴え提起の件 (国家賠償請求控訴事件)〕 専決処分}

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年5月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第65号

西宮市市税条例の一部を改正する条例制定の件専決処分書

西宮市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月29日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

西宮市条例第 号

西宮市市税条例の一部を改正する条例

西宮市市税条例（昭和25年西宮市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第34条中「、申請に基づき」及びただし書を削り、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第49条第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に法施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

第50条中「一に」を「いずれかに」に改め、「申請にもとづき」及びただし書を削り、同条第4号中「前各号に掲げるものの外」を「前3号に掲げるもののほか」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して

市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第61条の3中「救急用のもの」の次に「、巡回診療の用に供するもの、患者輸送の用に供するもの、血液事業の用に供するもの及び救護資材の運搬の用に供するものその他これらに類するもの」を加える。

第115条の11を次のように改める。

(特別土地保有税の減免)

第115条の11 市長は、次の各号のいずれかに該当する土地又はその取得のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者又は取得者に対して課する特別土地保有税を減免することができる。

- (1) 公益のため直接専用する土地
- (2) 市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地
- (3) 前2号に掲げる土地以外の土地で特別の事由があるもの

- 2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、規則で定める事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

第129条の2中「第49条第14項」を「第49条第15項」に改める。

附則第4項の2の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第8号中「附則第19条の3第5項」を「附則第19条の3第4項」に改める。

附則第4項の3の前の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8

年度分」に改める。

附則第4項の4中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第5項の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第5項の2及び附則第5項の3中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第5項の4及び附則第5項の5中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第6項の5の表中「から附則第6項の5の2まで」を「及び次項」に改める。

附則第6項の5の2を削る。

附則第6項の6中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第6項の7中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第8項の7中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第25項第3号」に改める。

附則第8項の8中「附則第15条第25項第3号」を「附則第15条第25項第4号」に改める。

附則第9項の2を次のように改める。

9の2 削除

附則第9項の3中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第9項の3の2中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第9項の3の3中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第9項の3の4中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第9項の4中「の規定により読み替えて準用される法附則第15条の6第2項」を削る。

附則第11項中「第6項の5の2まで」を「第6項の5まで」に改め、「又は附則第6項の5の2」を削る。

附則第12項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第12項の2及び附則第12項の3中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第12項の4及び附則第12項の5中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13項の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第13項の2中「第6項の5の2」を「第6項の5」に改める。

附則第13項の3中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「第6項の5の2」を「第6項の5」に改め、「（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第13項の4中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改める。

附則第14項を次のように改める。

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

14 附則第25項から附則第27項まで及び附則第29項の規定は、都市計画税について準用する。

附則第15項中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

附則第15項の2中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第16項の3の次に次の見出し及び3項を加える。

(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)

16の3の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、附則第16項の3の4に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

16の3の3 前項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

16の3の4 附則第16項の3の2の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第4項に規定する申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を

含む。)に附則第16項の3の2の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合
(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。

附則第16項の4中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第16項の11中「附則第20項の2、附則第21項、附則第22項又は附則第22項の2から附則第22項の4まで」を「附則第20項、附則第21項、附則第22項、附則第22項の2の5、附則第22項の3又は附則第22項の3の3」に改め、同項の次に次の見出し及び2項を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除)

16の12 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(附則第16項の14、附則第16項の16及び附則第16項の18において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第27条の3、第27条の5の3から第27条の5の6まで、附則第15項の4、附則第16項の7、附則第16項の10の2及び前項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

16の13 前項の規定の適用がある場合における第27条の5の4第2項、第32条の5の5第1項及び附則第16項の11の規定の適用については、第27条の5の4第2項及び附則第16項の11中「法附則第5条の6第2項」とあるのは「法附則第5条の6第2項及び法附則第5条の8第6項」と、第32条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第16項の12の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第16項の12の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

附則第16項の13の次に次の見出し及び2項を加える。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

16の14 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第31条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（附則第16項の12の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項から附則第16項の16までにおいて「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び附則第16項の16において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、同条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額が

その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては、第3期納期においてははその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した金額とし、第4期納期においてははその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては、第4期納期においてははその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

16の15 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第32条の5第1項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

附則第16項の15の次に次の見出し及び5項を加える。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

16の16 令和6年度分の個人の市民税に限り、第32条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税（附則第16項の18において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び第32条の5の2第2項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第16項の12の規定の適用がないものとした場合に算出される第32条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（均等割額と併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び附則第16項の18第1号において同じ。）からその者の年金所得に

係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び附則第16項の18において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）及び第32条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び附則第16項の18において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額とし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額とし、同年の12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、

第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額とし、同年の12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年の12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年の12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年の2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額

は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年の2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

16の17 前項の規定の適用がある場合における第32条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第16項の16各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

16の18 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（附則第16項の16の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第32条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年の12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年の12

月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間においてはその者の 1 0 月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額とし、同年の 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の 1 0 月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 1 月 3 1 日までの間における税額はないものとし、同年の 2 月 1 日から 3 月 3 1 日までの間においてはその者の第 3 2 条の 5 の 5 第 2 項の規定により読み替えられた第 3 2 条の 5 の 2 第 1 項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

1 6 の 1 9 前項の規定の適用がある場合における第 3 2 条の 5 の 4 の規定の適用については、同条第 2 項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の 1 0 月 1 日から翌年の 3 月 3 1 日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第 1 6 項の 1 8 各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

1 6 の 2 0 令和 6 年度分の個人の市民税につき第 3 2 条の 5 の 6 第 1 項の規定の適用がある場合については、附則第 1 6 項の 1 6 から前項までの規定は、適用しない。

附則第 1 6 項の 2 0 の次に次の 1 項を加える。

(令和 7 年度分の個人の市民税の特別税額控除)

1 6 の 2 1 令和 7 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 1 2 第 3 項及び第 4 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 7 年度分特別税額控除額を、同条第 3 項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第 2 7 条の 3、第 2 7 条の 5 の 3 から第 2 7 条の 5 の 6 まで、附則第 1 5 項の 4、附則第 1 6 項の 7、附則第 1 6 項の 1 0 の 2 及び附則第 1 6 項の 1 1 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第 1 7 項の 3 中「及び附則第 1 5 項の 3」を「、附則第 1 6 項の 1 2 及び附則第 1 6 項の 2 1」に改め、「附則第 1 7 項の 2」との次に「、附則第 1 6 項の 1 2 中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第 1 7 項の 2」と、附則第 1 6 項の 2 1 中「及び附則第 1 6 項の 1 1」とあるのは「、附則第 1 6 項の 1 1 及び附則第 1 7 項の 2」と」を加える。

附則第19項の4第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の2の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」に改め、同項第3号中「若しくは山林所得金額」を「同条第1号中「若しくは山林所得金額」」に改め、同項に次の1号を加える。

- (5) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19項の2の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20項及び附則第20項の2を次のように改める。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

20 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当分の間、当該事業所得及び雑所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の土地等に係る事業所得等の金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額をいう。以下この項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市民税の所得割を課する。

- (1) 土地等に係る事業所得等の金額（附則第20項の3第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の100分の7.2に相当する金額
- (2) 土地等に係る課税事業所得等の金額と当該年度分の課税総所得金額との合計額を当該課税総所得金額とみなして計算した場合の所得割の額から、当該年度分の課税総所得金額に係る所得割の額を控除した金額の100分の110に相当する金額

20の2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、法附則第33条の3第6項に規定するものについては、適用しない。

附則第20項の2の次に次の2項を加える。

20の3 附則第20項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

- (2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」とする。
- (3) 第28条の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第28条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。
- (4) 附則第15項の3及び附則第15項の4の規定の適用については、附則第15項の3中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、附則第15項の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20項の規定による市民税の所得割の額」とする。

20の4 附則第20項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、法附則第33条の3第8項に規定するものについては、適用しない。

附則第21項の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同項中「法附則第34条の規定を適用して」を「当該譲渡所得については、第26条及び第27条の2の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき附則

第21項の3第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。以下「課税長期譲渡所得金額」という。)の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を」に改める。

附則第21項の2及び附則第21項の3を次のように改める。

21の2 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額(同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。)をいい、附則第22項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第35条第5項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

21の3 附則第21項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。
- (4) 附則第15項の3及び附則第15項の4の規定の適用については、附則第15項の3中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21項に規定する長期譲渡所得の金額」と、附則第15項の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

並びに附則第21項の規定による市民税の所得割の額」とする。

- (5) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第21項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21項の7中「法附則第34条の3の規定を適用して課する」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の100分の2.4に相当する金額
- (2) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額
- ア 144万円
- イ 当該課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の3に相当する金額

附則第21項の7の次に次の1項を加える。

21の8 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第29条の2第1項に規定する申告書（その提出期限において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第22項の見出し中「市民税」を「個人の市民税」に改め、同項中「法附則第35条の規定を適用して」を「当該譲渡所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき附則第22項の2の4第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。）をいう。）の100分の5.4に相当する金額に相当する市民税の

所得割を」に改める。

附則第22項の2中「に対し、法附則第35条の2の規定を適用して」を「（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を」に改め、同項を附則第22項の2の5とする。

附則第22項の次に次の4項を加える。

22の2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第33条第3項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第21項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、法附則第34条第4項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額をいう。

22の2の2 附則第22項に規定する譲渡所得で、法附則第35条第7項に規定するものに係る附則第22項の規定の適用については、同項中「100分の5.4」とあるのは、「100分の3」とする。

22の2の3 附則第22項の場合において、同項に規定する課税短期譲渡所得金額のうち法附則第35条第7項に規定する譲渡所得に係る部分の金額とその他の部分の金額とがあるときは、これらの金額を区分してそのそれぞれにつき附則第22項の計算を行うものとする。

22の2の4 附則第22項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の

10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第15項の3及び附則第15項の4の規定の適用については、附則第15項の3中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22項に規定する短期譲渡所得の金額」と、附則第15項の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22項の2の5の次に次の1項を加える。

22の2の6 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22項の2の5に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の2の5の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の2の5の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22項の2の5に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第15項の3及び附則第15項の4の規定の適用については、附則第15項の3中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22項の2の5に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、附則第15項の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の2の5の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の2の5の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22項の3中「法附則第35条の2の2の規定を適用して」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項において読み替えて準用する前項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する市民税の所得割を」に改める。

附則第22項の3の次に次の1項を加える。

22の3の2 附則第22項の2の6の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、附則第22項の2の6中「附則第22項の2の5」とあるのは「附則第22項の3」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「第37条の10第1項」とあるのは「第37条の11第1項」と読み替えるものとする。

附則第22項の3の2の次に次の見出し及び1項を加える。

（先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

22の3の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所

得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

附則第22項の4を次のように改める。

22の4 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第22項の3の3に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の3の3の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の3の3の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」とする。
- (3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第22項の3の3に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第1号中「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは租税特別措置法第41条の14第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第15項の3及び附則第15項の4の規定の適用については、附則第15項の3中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第22項の3の3に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、附則第15項の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の3の3の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の3の3の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22項の4の3第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の4の2の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の4の2の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22項の4の6第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の4の4後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の4の4後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22項の6第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の5の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の5の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22項の9第2号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の7後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」を「所得割の額を」とあるのは「所得割の額及び同項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額を」と、「当該所得割の額に」とあるのは「当該合計額に」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 附則第16項の12及び附則第16項の21の規定の適用については、附則第

16項の12及び附則第16項の21中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第22項の7後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第23項の2の2中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第36項の前の見出し並びに同項及び附則第37項並びに附則第38項の前の見出し及び同項から附則第44項までを削り、附則第45項を附則第36項とし、附則第46項を附則第37項とし、附則第47項の前の見出しを削り、同項を附則第38項とし、同項の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）」を付し、附則第48項を附則第39項とする。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第2条 改正後の西宮市市税条例の規定中固定資産税又は都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

(参考)

○西宮市市税条例 (現行抄)

(市民税の減免)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、市長において必要があると認める者に対し、申請に基づき、市民税を減免することができる。ただし、減免すべき事由が明白であると認めるときは、申請を待たないで減免することができる。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 学生又は生徒
- (3) 当該年において所得が皆無となつたため、生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者
- (4) 公益社団法人又は公益財団法人
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるもの

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第49条

8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、納税義務者の住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別
- (5) 居住安全改修工事が完了した年月日
- (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
- (7) 居住安全改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等(同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。以下同じ。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、納税義務者の住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等の額
- (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

10 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び法施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、納税義務者の住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日

- (5) 耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 1 1 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第1項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、納税義務者の住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日
 - (5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等
 - (6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 1 2 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、納税義務者の住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
- 1 3 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者にあつては、納税義務者の住所及び氏名又は名称）
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 耐震改修が完了した年月日
 - (5) 法施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
 - (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由（固定資産税の減免）

第50条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産であつて、市長において必要があると認めるものについては、申請にもとづきその所有者に対して課する固定資産税を減免することができる。ただし減免すべき事由が明白であると認めるときは、申請をまたないで減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- (2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
- (3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により著しく価値を減じた固定資産
- (4) 前各号に掲げるものの外、特別の事由がある固定資産
（日本赤十字社が所有する軽自動車等に対する種別割の非課税の範囲）

第61条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するものであつて、救急用のものに対しては、種別割を課さない。
（特別土地保有税の減免）

第115条の11 市長は、天災その他特別の事情がある場合において特別土地保有税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、申請にもとづき特別土地保有税を減免することができる。ただし、減免すべき事由が明白であると認めるときは、申請をまたないで減免することができる。

(固定資産税の減額に係る申告に関する規定の準用)

第129条の2 第49条第14項の規定は、改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について準用する。

附 則

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に関する用語の意義)

4の2 附則第5項から第6項まで、第6項の3から第6項の7まで、第11項から第13項の4まで、第26項、第27項及び第29項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(8) 平成5年度適用市街化区域農地 法附則第19条の3第5項

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

4の3 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第41条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

4の4 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であつて、令和5年度分の固定資産税について前項の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第41条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この項から附則第5項の3までにおいて同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)(令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

6 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

6の5 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地（当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第6項の3中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度（令附則第14条の2第2項第2号から第4号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日（当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以下この項から附則第6項の5の2までにおいて同じ。）
----------------	-------	--

（該当部分のみ抜粋）

6の5の2 令和2年度分の固定資産税について西宮市市税条例の一部を改正する条例（令和2年西宮市条例第85号）による改正前の西宮市市税条例（以下「令和2年改正前の条例」という。）附則第6項の5において読み替えて準用する附則第6項の3ただし書の規定の適用を受けた市街化区域農地に対して課する令和3年度分の固定資産税の額は、前項において読み替えて準用する附則第6項の3ただし書の規定により算定した当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る令和2年度分の固定資産税に係る令和2年改正前の条例附則第6項の5において読み替えて準用する附則第6項の3ただし書に規定する固定資産税の課税標準となるべき額を当該市街化区域農地に係る令和3年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、前項において読み替えて準用する附則第6項の3ただし書の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

6の6 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第6項の3から前項までの規定により算出した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

6の7 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

8の7 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、12分の7とする。

8の8 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9の2 法附則第15条第3項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9の3 法附則第15条第3項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

9の3の2 法附則第15条第3項第8項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9の3の3 法附則第15条第4項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

9の3の4 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9の4 法附則第15条の8第2項の規定により読み替えて準用される法附則第15条の6第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(免税点の適用に関する特例)

11 附則第5項から第6項まで又は第6項の3から第6項の7までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第42条に規定する固定資産税の課税標準となるべき額は、附則第5項から第6項まで又は第6項の6及び第6項の7の規定の適用を受ける宅地等、農地又は市街化区域農地についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第6項の3から第6項の5の2までの規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第6項の6及び第6項の7の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）については附則第6項の3（附則第6項の5において読み替えて準用する場合を含む。）又は附則第6項の5の2に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

12 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

12の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12の3 附則第12項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第12項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第12項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第12項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

13 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の

課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

13の2 前項の規定にかかわらず、附則第6項の3から第6項の5の2までの規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の3中「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、附則第6項の3から第6項の5までの規定の例により算出した税額とする。

13の3 市街化区域農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、前項の規定により附則第6項の3から第6項の5の2までの規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

13の4 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和4年度分及び令和5年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

14 削除

(都市計画税の課税標準の特例)

15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第125条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」と、「当該各項」とあるのは「これらの規定」とする。

(用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税の特例)

15の2 令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税については、法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定は、適用しない。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

16の4 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2第1項の規定による控除については、その者の選択により、同項中「同項」とあるのは「同項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同項の規定を適用することができる。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

16の11 第27条の5の4の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第27条の3第1項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第19項の2、附則第20項の2、附則第21項、附則第22項又は附則第22項の2から附則第22項の4までの規定の適用を受けるときは、第27条の5の4第1項に規定する特例控除額は、同条第2項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

17の3 前項の規定の適用がある場合における第27条の5の6第1項及び附則第15項の3の適用については、第27条の5の6第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第17項の2」とする。

19の4 附則第19項の2の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の2の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19項の2の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第19項の2の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第19項の2に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額若しくは租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

20 削除

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

20の2 当分の間、個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第28条の4第1項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、法附則第33条の3の規定を適用して課する。

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

21 当分の間、所得割の納税義務者が前年中において租税特別措置法第31条第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、法附則第34条の規定を適用して課する。

21の2及び21の3 削除

(居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

21の7 市民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第31条の3第1項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第21項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、法附則第34条の3の規定を適用して課する。

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

22 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第32条第1項に規定する譲渡所得（同条第2項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、法附則第35条の規定を適用して課する。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

22の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第26条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条第5項に定めるところにより計算した金額に対し、法附則第35条の2の規定を適用して課する。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

22の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第26条第1項及び第2項並びに第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の2第5項に定めるところにより計算した金額（当該市民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第26条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。）に対し、法附則第35条の2の2の規定を適用して課する。

(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)

22の4 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第41条の14第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得又は雑所得については、第26条及び第27条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の7に定めるところにより計算した金額に対し、法附則第35条の4の規定を適用して課する。

22の4の3 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(2) 第27条の5の3、第27条の5の4第1項、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の4の2の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の4の2の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の4の2の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

22の4の6 附則第22項の4の4後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(2) 第27条の5の3、第27条の5の4第1項、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の4の4後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の4の4後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の4の4後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

22の6 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の5の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の5の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の5の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

22の9 附則第22項の7後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(2) 第27条の5の3から第27条の5の5まで、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2の規定の適用については、第27条の5の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の7後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項前段、第27条の5の5、第27条の5の6第1項、附則第16項の7、附則第16項の8及び附則第16項の10の2中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第22項の7後段の規定による市民税の所得割の額」と、第27条の5の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第22項の7後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(特別土地保有税の課税の特例)

23 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等（法附則第17条第2号に規定する宅地等をいい、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第115条の8第1号及び第115条の15中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。

23の2の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第115条の8第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項で定める額」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

(東日本大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

36 法附則第56条第11項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに法施行規則附則第24条第12項第2号に掲げる書類（令附則第33条第14項第1号に規定する被災家屋に関する部分に限る。）を市長に提出しなければならない。

37 法附則第56条第14項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに法施行規則附則第24条第12項第4号に掲げる書類（令附則第33条第23項第1号に規定する対象区域内家屋に関する部分に限る。）を市長に提出しなければならない。

(東日本大震災に係る軽自動車税の非課税等の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

38 法附則第57条第1項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の5月31日までに法施行規則附則第25条第1項第1号に掲げる事項を記載し、かつ、同項第2号から第4号までに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

39 法附則第57条第2項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の5月31日までに法施行規則附則第25条第2項第1号に掲げる事項を記載し、かつ、同項第2号から第4号までに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

40 法附則第57条第3項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の5月31日までに法施行規則附則第25条第3項第1号に掲げる事項を記載し、かつ、同項第2号及び第3号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。

- 4 1 法附則第 5 7 条第 4 項又は第 5 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 5 月 3 1 日までに法施行規則附則第 2 5 条第 4 項第 1 号に掲げる事項を記載し、かつ、同項第 2 号及び第 3 号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 2 法附則第 5 7 条第 6 項又は第 7 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 5 月 3 1 日までに法施行規則附則第 2 5 条第 5 項第 1 号に掲げる事項を記載し、かつ、同項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 3 法附則第 5 7 条第 8 項又は第 9 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 5 月 3 1 日までに法施行規則附則第 2 5 条第 6 項第 1 号に掲げる事項を記載し、かつ、同項第 2 号から第 5 号までに掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 4 法附則第 5 7 条第 1 3 項に規定する場合には、同項に規定する対象区域内軽自動車等の所有者は、当該年度の初日の属する年の 5 月 3 1 日までに法施行規則附則第 2 5 条第 7 項、第 8 項又は第 9 項に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)
- 4 7 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）第 5 条第 4 項に規定する指定行事の中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄のうち市長が指定するものを同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 6 0 条第 4 項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第 2 7 条の 5 の 4 の規定を適用する。

処分報告の件

下記の事件について専決処分したので報告し、承認を求める。

令和6年5月17日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

専決第64号

訴え提起の件専決処分書

下記のとおり控訴を提起する。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和6年3月27日専決

西宮市長 石 井 登志郎

記

1 原審の事件名等

2 控訴の相手方

(原審原告)

* * * *

3 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1審及び第2審とも被控訴人の負担とする。

(参考1)

○原判決の内容

- 1 被告は、原告に対し、395万2569円及びこれに対する令和3年4月26日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用はこれを2分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

(参考2)

○事件の概要

- 1 市立小学校に設置された遊具で転倒し負傷した原告が、市が遊具使用の指導を怠ったこと、危険な遊具を放置したこと及び事故後の適切な対応を怠ったことにより損害を被ったとして、その損害金(約752万円)等の支払を請求したもの。
- 2 原審において、原告の請求の一部を認め、市に損害賠償が命じられたことに対し、不服があるため控訴するもの。